	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量	
	H19. 8	H19.8 🗀	├〉 H37 年度	[台]	
北口	700	100	90	(余剰) 610	
南口	1, 811	1, 600	1, 600	(余剰) 210	

※有料化の推進により、自転車等利用抑制者が10%発生すると想定し、西調布駅周辺における 自転車等駐車施設設置必要量を約1、690台とする。(総合計画必要量1、870台×90%)

- ◆平成20年度以降の自転車等駐車施設の動き 現在のところ開設及び閉鎖の予定はないが、借地のみのため、不安定な状況にある。
- ◆西調布駅周辺の自転車等駐車施設

自転車等駐車場名称		容量	面積	料金	構造
西-1	西調布駅南第1自転車等駐車場	660	560.00	無料	平面・屋根無し・砂利敷き
西-2	西調布駅南第2自転車等駐車場	300	254.58	無料	平面・屋根無し・砂利敷き
西-3	西調布駅南第3自転車等駐車場	550	474.00	無料	平面・屋根無し・簡易舗装
西-4	西調布駅北自転車等駐車場	700	866.00	無料	平面・高架下・砂利敷き
西-5	調布市立西調布南 第4自転車等駐車場(有)	301	404.00	有料	平面・屋根なし・無人ゲート式・筒易舗装

- ◆撤去活動と放置の現状 : 自転車等撤去台数 H17;約90台 H18;約150台
 - ・ 月に1回程度、平日の午前を中心とした時間帯に調布市職員約4名で実施。
 - 市内では放置台数が少ない駅である。
 - 保管所は「上石原自転車等保管所(調布市上石原 2-11)」

◆備考

- 閑静な住宅地。
- 平成18年度における乗降客数は15,293名/日,平成13年度対比で約4.0%減である。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

最重点施策 : 啓発活動・恒久的な用地の確保・有料化の推進

- 1. 既存自転車等駐車施設用地の長期的確保(長期賃貸借契約の締結等)
- 2. 既存自転車等駐車施設の多層化及びオートバイ駐車場の設置
- 3. 自転車等駐車施設の有料化の推進
- 4. 商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応
- 5. 駅からの距離, 施設内容等による利用料金設定の細分化
- 6. 放置禁止の警告、自転車利用マナー等の啓発活動
- 7. 撤去活動の強化(放置禁止区域の見直し,撤去回数及び撤去時間帯の見直し)
- 8. 西調布駅北自転車等駐車場のあり方について
- 9. 多層化の進展状況に応じたオープンスペースの活用

各施策の詳細

施策1【長期計画】 恒 既存自転車等駐車施設用地の長期的確保(長期賃貸借契約の締結等) ■平成21年度以降の実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p.8~9参照) 久 施策2【長期計画】 既存自転車等駐車施設の多層化及びオートバイ駐車場の設置 ■平成21年度以降、既存自転車等駐車施設について多層化を図るため、平成20年度か 的 ら調整を図る。また、オートバイ駐車場の設置についても検討する。(p. 10~11 参照) 既存自転車等駐車施設の多層化による上乗せ分 ⇒ 【約 400 台】 オートバイ駐車場の設置 ⇒ 【約 130 台】(平置き・屋根付) な 施策3【中期計画】 自転車等駐車施設の有料化の推進 ■平成21年度以降,施設の改修が終了次第,実施に向けて調整する。(p.20~21参照) 駐 西-1·3 西調布駅南第1·3自転車等駐車場【約1,210台】⇒有料【約710台】 西調布駅南第2自転車等駐車場 【約300台】⇒有料【約210台】 西-2 車 〇 駐車場施設の現状と今後 (1) 平成19年度 西-1 西調布駅南第1自転車等駐車場(無料) 660 台 300 台 西-2 西調布駅南第2自転車等駐車場(無料) 施 西-3 西調布駅南第3自転車等駐車場 (無料) 550 台 西-4 西調布駅北自転車等駐車場(無料) 700 台 西-5 西調布駅南第4自転車等駐車場(有料) 301 台 設 計2,511台 (2) 平成21年度~平成37年度まで (市有地・有料) 自転車等駐車施設 約 200 台 **ത** (市有地以外・有料) 自転車等駐車施設 約920台 (市有地以外・無料) 自転車等駐車施設 約 700 台 ※多層化による上乗せ分 約 400 台 設 計 約2,220台 (設置必要量1,690台)

施策4【中期計画】

置

商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応

■平成21年度以降の実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 19参照)

施策5【短期計画】

駅からの距離、施設内容等による利用料金の設定

■平成21年度以降の実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 21~23参照)

施策6【短期計画】

放置禁止の警告、自転車利用マナー等の啓発活動

■平成21年度以降の自走式2層化実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 29参照)

施策7【短期計画】

撤去活動の強化(放置禁止区域の見直し、撤去回数及び撤去時間帯の見直し)

■平成21年度以降の実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 26~27参照)

撤去回数:月1回 ⇒ **週1~2回** 撤去時間帯:概ね午前中 ⇒ **午前・午後**

施策8【短期計画】

西調布駅北自転車等駐車場のあり方について

■駅から離れていることから利用率が低い状況であり、また、当該施設以外での大半の需要量を賄うことが可能であるが、現状では駅北側に当該施設の1ヶ所しか存在しないことから、存続を前提とし、利用料金等については平成20年度に検討する。

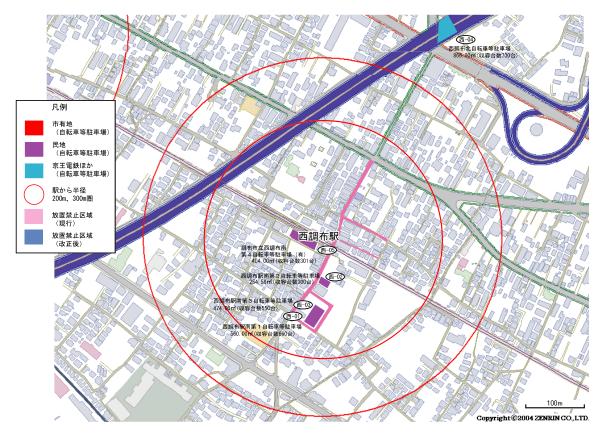
施策9【長期計画】

多層化の進捗状況に応じたオープンスペースの活用

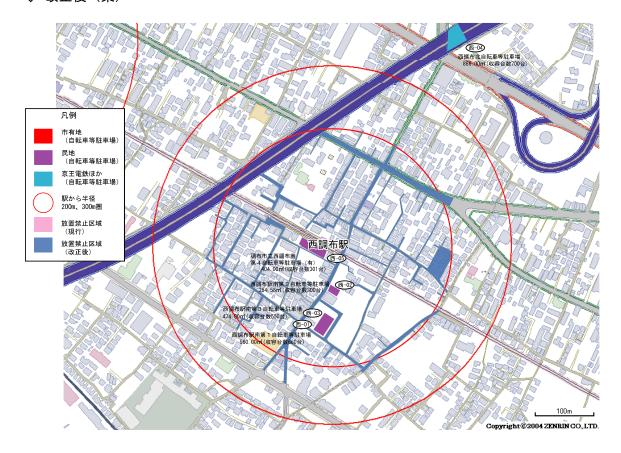
■既存施設の多層化及び既存施設用地の長期賃貸借契約締結等により、概ね総合計画にて算出された設置必要量を賄えることから、オープンスペースは未活用とする(多層化が困難な場合に活用)。(p. 12 参照)

(施策7 放置禁止区域の見直し)

◇ 現行



◇ 改正後(案)



08

駅名:飛田給 その他地域

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量	
	H19. 8	H19. 8 🚃	→ H37 年度	[台]	
北口	1, 300	700	650	(余剰) 650	
南口	55	100	110	60	

※総合計画策定時に全面有料化となっていることから、自転車等利用抑制は働かないものと想定 し、飛田給駅周辺における自転車等駐車施設設置必要量を約760台とする。

(総合計画必要量760台×100%)

- ◆平成20年度以降の自転車等駐車施設の動き 開設及び閉鎖の予定はない
- ◆飛田給駅周辺の自転車等駐車施設

自転車等駐車場名称		面積	料金	構造
飛-1 調布市立飛田給北自転車駐車場(有)	1,300	2,813.11	有料	地下・走行式・有人式
飛-2 調布市立飛田給南自転車等駐車場(有)	55	258.00	有料	平面・屋根無し・無人式・簡易舗装

- ◆撤去活動と放置の現状 : 自転車等撤去台数 H17;約570台 H18;約530台
 - ・ 週に2回程度,平日の午前を中心とした時間帯に1~2名(調布市公共施設管理公社職員)で 実施。
 - 保管場所は「調布市立飛田給北自転車等駐車場(調布市飛田給 1-41-1)」
 - 市内において比較的放置自転車が少ない駅である。
 - ・ 撤去自転車の7割以上が調布市外からの乗り入れ車両である。

◆備考

- 閑静な住宅地。
- 味の素スタジアムが立地。
- ・ 府中市からの乗り入れが約5割を占める。
- 平成18年度における乗降客数は21,120名/日、平成13年度対比で約27.3%増である。

■■ 施策取り組みの方向性 ■■

最重点施策 : 啓発活動

- 1. 既存自転車等駐車施設用地の長期的確保(長期賃貸借契約の締結等)
- 2. 商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応
- 3. 駅からの距離, 施設内容等による利用料金設定の細分化
- 4. 放置禁止の警告、自転車利用マナー等の啓発活動
- 5. 撤去活動の強化(放置禁止区域の見直し,撤去回数及び撤去時間帯の見直し)

各施策の詳細

恒久

的

な駐

重

施

設

の

施策1【長期計画】

既存自転車等駐車施設用地の長期的確保(長期賃貸借契約の締結等)

■平成21年度以降, 既存自転車等駐車施設用地の長期的確保に向けて, 平成20年度から調整を図る。(p.8~9参照)

〇 駐車場施設の現状と今後

平成19年度 ※以後,新規駐車場建設等の変更は無し (市有地・有料)自転車等駐車施設

(市有地以外・有料) 自転車等駐車施設

1,300 台 55 台

計 約1,355台 (設置必要量760台)

設置

施策2【中期計画】

商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応

■平成21年度以降の実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 19参照)

施策3【短期計画】

駅からの距離、施設内容等による利用料金設定の細分化

■平成21年度からの実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 21~23参照)

施策4【短期計画】

放置禁止の警告、自転車利用マナー等の啓発活動

■平成21年度からの実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 29 参照)

施策5【短期計画】

撤去活動の強化(放置禁止区域の見直し、撤去回数及び撤去時間帯の見直し)

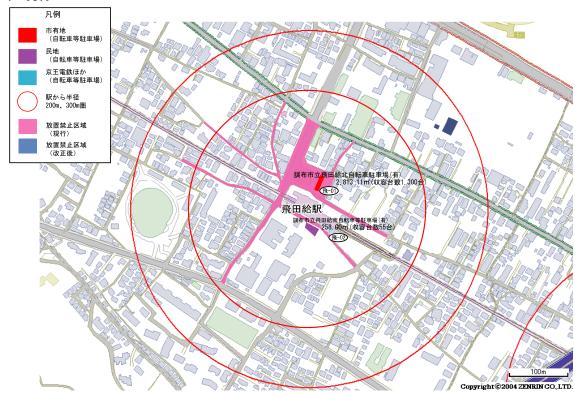
■平成21年度からの実施に向けて、平成20年度から調整を図る。(p. 26~27参照)

撤去回数:週2回 **⇒ 週1~2回** 撤去時間帯:概ね午前中 **⇒ 午前・午後**

-60-

(施策5 放置禁止区域の見直し)

◇ 現行



◇ 改正後(案)

